

代議員選出に関する細則

(平成23年6月10日 総会議決)
(平成24年7月29日 理事会議決)
(平成27年2月22日 理事会議決)
(平成30年12月2日 理事会議決)
(2025年3月30日 理事会議決)

(総則)

第1条 本細則は、定款第6条第2項に基づき、代議員選出に関する手続（以下「選出手続」という）を定める。

(代議員の定数)

第2条 選出される代議員の定数は、直近の6月時点における正会員の総数を40で除した数（ただし、端数の取扱いについては理事会で定める。以下「代議員定数」という）とする。

(代議員の選出手続期間)

第3条 代議員の選出手続は、選挙が行われる年の8月から10月の間に実施する。

(代議員の選出方法)

第4条 代議員の選出方法及びその定数は、次のとおりとする。

(1)選挙区選挙

別表に定める50の選挙区（以下「選挙区」という）における選挙とし、その定数は次のとおり、代議員定数から44名（本項(2)の信任投票の定数）を控除した数（以下「選挙区選挙の定数」という）とする。

「選挙区選挙の定数」＝「代議員定数」－44（信任投票の定数）

(2)信任投票

理事会推薦の代議員候補者に対する信任投票とし、その定数は44名（以下「信任投票の定数」という）とする。

- 2 正会員は代議員の選出手続において、各々1票の投票権を有する。
- 3 代議員の被選挙候補者は、正会員であることを要する。
- 4 前項の正会員は、選出手続が終了する日まで継続して本会の正会員であることを要する。
- 5 正会員が所属する選挙区は、正会員の届け出た連絡先住所地（自宅又は勤務先の内、郵送物の届け先となっている住所）のある選挙区とし、その基準日は選挙管理委員会の定めた選出手続開始日とする。

(選挙区選挙の手続)

第5条 選挙区選挙における選挙区ごとの定数の算定、選出方法は次のとおりとする。

(1)選挙区ごとの定数の算定

各選挙区の定数は次の(イ)及び(ロ)の合計数とする。

(イ) 1名割当分

各選挙区に割り当てられる1名分で、その総数は50名とする。

(ロ) 会員数割当分

- a 選挙区選挙の定数から50名(本号(イ)の1名割当分)を控除した数(以下「会員数割当分の定数」という)をつぎのとおり各選挙区の会員数に応じて割り当てる。

「会員数割当分の定数」=「選挙区選挙の定数」- 50(1名割り当て分)

「各選挙区における会員数割当分の配分数」=「会員数割当分の定数」×「各選挙区に所属する正会員の数が本会の正会員総数に占める割合」

- b 本号(ロ) aの「各選挙区における会員数割当分の配分数」の内、小数点以下の数の扱いは、会員数割当分の定数に達するまで、小数点以下の数をその多い順に整数に繰り上げる。

(2) 選挙方法

(イ) 立候補の届出

選挙区選挙の候補者になろうとするものは、当該選挙区の正会員の推薦を得て立候補の届出を行う。推薦人の人数、推薦の方法、立候補届けの受付・様式等は理事会において定め、会報等で公表する。

(ロ) 当選者の決定

当選者は、各選挙区における有効投票数の5%以上を得た者について、得票数上位のものから決定する。ただし、得票数が同数の場合には、本会会員歴の長い者、次いで年齢の高い順による。

(信任投票による選出手続)

第6条 信任投票による代議員の選出手続は次のとおりとする。

- (1) 理事会は、東洋医学振興の功績、本会での経歴、本会の運営、地域性を考慮して、理事会推薦の候補者44名の候補者を決定する。
- (2) 信任投票は、全国の正会員による投票により行うものとし、有効投票数の過半数の信任を得た者を当選者とする。

(投票方法)

第7条 投票方法は、次のとおりとする。

- (1) 投票は郵送によることができる。
- (2) 投票は定数連記とする。
- (3) 投票は記号式(候補者名を印刷して○を付する方式)によることができる。

(代議員の欠員補充)

第8条 定款第6条第6項による代議員の欠員補充は、次のとおりとする。

- (1) 選挙区選挙の欠員補充は、各選挙区の次点者を補欠としこれに当てることとし、次点者がいないときは各選挙区の属する支部役員会の決議により補充する。
- (2) 信任投票による代議員の欠員は、補欠が選任されているときは補欠を充てることとし、補欠が選任されていないときは欠員の数だけ定数を減じる。

(選挙管理委員会)

第9条 代議員の選出手続きの管理・運営は、選挙管理委員会が行う。

- 2 選挙管理委員会は、名誉会員及び正会員の中から理事会の推薦により、会長から委嘱される2名の委員によって構成する。理事は選挙管理委員を兼ねることができない。
- 3 選挙管理委員会委員長の選出は、選挙管理委員の互選によるものとする。
- 4 選挙管理委員の任期は選任されたときから2年以内に終了する決算期に関わる定時総会の終了の時までとする。再任を妨げないが、連続して3期（6年）を超えないものとする。
- 5 選挙管理委員会は、代議員の選出手続の公正を監理し、選出手続の結果を公表する。

(細則の変更)

第10条 この細則は、理事会の決議によって変更することができる。

(附則) 2011年6月10日施行

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(附則)

- 1 この細則は、2018年12月3日より施行する。

(附則)

- 1 この細則は、2025年3月31日より施行する。